

## 岡山県子どもの居場所づくり促進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県子どもの居場所づくり促進事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 家庭の経済的な状況が子どもの学びや体験、将来の進路にも影響を与えるとされる子どもの貧困問題が社会的な課題とされる中、家庭の事情により、家庭内で保護者などの大人と過ごす時間が短い子どもたちは、しつけや教育等が十分に行き届きにくく、食事や就寝などの生活習慣や学習習慣が不安定になりがちである。このような子どもに対し、家庭の代わりに地域の大人が子どもに関わりあい、食事の提供、落ち着いた学習環境を備えるなど、子どもが安心して継続的に過ごすことのできる場所として居場所づくりを進める必要がある。

このため、この事業は、県が市町村と連携し、民間団体による子どもの貧困対策に係る子どもの居場所の開設に対し、その経費を支援することにより、子どもの居場所の整備促進を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 県は、第4条第1項に定める団体が、前条に定める目的の趣旨に則り、子どもの貧困対策を目的に、子どもを対象として、県内市町村内（政令指定都市を除く。）において平日の放課後や休日などに第4条第2項に定める活動を行うための居場所（屋内外で遊びのみの提供を主たる目的とするものを除く。以下「居場所」という。）の新たな開設に対し、その経費を補助する。

2 居場所の開設に関し、国又は県の他の補助を受ける場合には、本事業の対象とはならない。

(補助対象事業者等)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

(1) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、地縁団体その他県が適当と認める団体で、事業を誠実かつ確実に実施できる団体であること。

(ただし、社会福祉法人は除く)

(2) 代表者を明らかにしていること。

(3) 定款、規約、会則など団体の組織・運営に関する規則又はこれに準ずるものを定め、予算経理を明らかにしていること。

(4) 営利を目的とした事業としないこと。

(5) 特定の政治的又は宗教的活動を行う団体でないこと。

(6) 団体には、岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が関与していないこと。

(7) 事業の実施により知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。また、その利用目的以外に利用し、又は提供しないこと。

2 補助の対象となる居場所での活動は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 食事の提供、基礎的な学び（宿題）や生活習慣の定着に関する支援、コミュニケーションの促進、子どもらしい体験の提供など、子どもの年齢や性別、発達に応じた生活全般に係る何らかの適切な関与や見守りを行うこと。

(2) 特に家庭での保護者の関わりが少ないなど、特別な配慮や対応が必要と認められる子どもに対しては、家庭での養育環境を踏まえ、子どもの最善の利益を優先して考慮しながら、その実情に応じた支援に努めること。

(3) 子どもの保護者とのコミュニケーションに努め、家庭環境に応じた関係性の構築を図りながら、世帯の孤立化の防止や地域交流等にも配慮した取組を行うこと。

(事業実施の留意事項)

第5条 補助対象事業者は、事業の実施に当たり、居場所の運営に関して次に定める実施体制を整えなければならない。

(1) 概ね月1回以上、開設から3年間以上は継続して実施すること。

(2) 概ね5名以上の子どもの利用を見込んだ居場所づくりを行うこと。

- (3) 利用料は無料又は低額（実費相当額程度）とするなど、参加者の負担軽減に配慮すること。
  - (4) 責任者1名のほか、安全確保に配慮した必要な数の運営スタッフを配置すること。
  - (5) 屋内で活動する場合には、想定する利用者数に支障のない広さの居室やトイレ等の衛生設備のほか、食事を提供する場合には、食品衛生上必要な調理設備・環境等を整備するとともに、防災・防犯上必要な措置を講じること。
  - (6) 食事を提供する場合には、県の「福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針」を遵守し、調理従事者のうちから衛生責任者を定め、食中毒予防に万全を図るとともに、必要な栄養量の確保に配慮すること。
  - (7) 子どもの健康状況や身体的特徴、食物アレルギーなど、子どもを預かるに当たって配慮を要する事情について保護者に確認し、緊急時における連絡先を把握しておくこと。
  - (8) 周囲の環境や運営時間、利用者の安全確保に配慮し、必要な医薬品等を備えること。また、利用者や参加者のために必要な賠償責任保険等に加入すること。
- 2 補助対象事業者は、事業の実施に当たっては、必要に応じて、支援を要すると見込まれる子どもや家庭に関し、児童相談所や福祉事務所、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員、学校等、地域の関係機関への情報提供を行うなど、連携を密にするものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。